

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年4月17日

支出負担行為担当官

北海道開発局 室蘭開発建設部長 山田 拓也

## 1 業務概要

- (1) 業務名 室蘭港基本設計その他業務 (電子入札対象案件)  
(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、室蘭港入江地区岸壁の施設老朽化を踏まえた改良に伴う基本設計、細部設計、実施設計及び施工検討を行うとともに、整備に伴い必要となる公有水面埋立の申請書類を作成し、今後の事業実施に向けた基礎資料とするものである。  
また、室蘭港祝津絵鞆地区岸壁 (-11m) における施設の現状把握に必要な現地調査と、港湾構造物維持管理計画書の作成を行うものである。  
主な業務内容は以下のとおりである。  
○入江地区：岸壁 (-7.2m)、岸壁 (-5.6m)、物揚場 (-3.0m) の3施設  
・基本設計、細部設計、実施設計、施工検討、公有水面埋立願書作成 各1式  
○祝津絵鞆地区：岸壁 (-11.0m)  
・現地調査 (陸上目視 5,700m<sup>2</sup>、海上目視 550m<sup>2</sup>、潜水調査 2,100m<sup>2</sup>)  
・港湾構造物維持管理計画書作成 1式
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び見積の提出等を、原則として電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 本業務は、受注者における照査体制を強化し、設計不具合の主要因であるデータ入力時の不注意・確認不足による図面作成ミス (単純ミス) 等を減らすことを目的とした照査体制の強化に係る取組 (赤黄チェック) の試行業務である。
- (7) 本業務は、国土交通省が提唱する i-Construction の取り組みにおいて、BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) を導入することによって、ICT の全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体での BIM/CIM モデルの活用による課題解決及び業務効率化を図ることを目的として実施する BIM/CIM 活用業務 (発注者指定型) である。
- (8) 本業務は、公共工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (9) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて (試行)」 (令和7年

1 2月3日付国官技309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号)の試行業務である。

## 2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

### (1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### (2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和8年4月17日付け北海道開発局長)に示すところにより、北海道開発局長から室蘭港基本設計その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の決定を受けている者であること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページにて掲載する(下記アドレス参照)。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

## 3 技術提案書の提出者を選定するための基準(詳細は説明書による)

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

## 4 技術提案書を特定するための評価基準(詳細は説明書による)

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性

(3) 評価テーマに対する技術提案

技術提案の的確性及び実現性

## 5 手続等

(1) 担当部局

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 上席専門官

電話：0143-25-7027 電子メール：hkd-mr-nyusatsu2@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年4月17日から令和8年6月15日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下、休日という。）を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期間、提出先及び提出方法

令和8年4月17日から令和8年4月24日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は、参加表明書受付締切予定時刻である12時00分）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期間、提出先及び提出方法

令和8年6月2日から令和8年6月15日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である12時00分）までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記(1)に同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の決定を受けていなければならない。

(4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。

(5) 詳細は説明書による。